

令和3年度 第2回まちづくり審議会 議事要旨

日 時：令和4年1月24日(月)14:00～16:00

場 所：兵庫県庁第2号館1階視聴覚ルーム

出席者：○相川康子委員、○片山朋子委員、角野幸博委員、○北川博巳委員、
小村崎栄一委員、○阜月秀起委員、○澤木昌典委員、住友聡一委員、
○平田富士男委員、○室崎千重委員、八木有加委員、山下淳委員、
○前田ともき委員、○村岡真夕子委員、
○小倉正大委員（森哲男三田市長代理）、○古谷博委員
(※○印はオンライン出席)
(※欠席委員：岡絵理子委員)

1 議事の概要

(1) 会議の成立確認

過半数（17名中16名）の委員の出席により審議会成立。

(2) 審議事項

山下副会長から大規模小売店舗等立地部会における調査審議の結果について報告を行った。

事務局からまちづくり基本方針の改定（答申案）について説明し、その後意見交換を行った。本日の意見交換を踏まえた資料の修正については、角野会長に一任することとなった。

事務局から「令和3年度県民まちなみ緑化事業の取組状況」及び「福祉のまちづくり条例施行規則の改正」について報告を行った。

2 主な意見交換

(1) 大規模小売店舗等立地部会における調査審議の結果について

【委員】

どういうエリアに立地される傾向にあるのか等について、部会としての見解はあるか。

【委員】

先ほどの説明では単純な審議件数の変化やドラッグストアに関する審議が増えていることについて触れたが、立地場所の傾向について部会では検討していない。印象としては、大規模小売店舗に適した立地場所は無くなってきていると感じる。

(2) まちづくり基本方針の改定について

【委員】

資料2-3の5ページ（Ⅳ 都市中心部）の「③持続・循環」の「主な取組の方向性」について、タイトルに「多様な住まい方の創出と多様な人材の活用」とあるが、「創出」という言葉を使うと「②魅力・挑戦」に近くなるので、「推進」の方がふさわしいと思う。

【事務局】

その方向で検討させていただく。

【委員】

資料2-2（パブコメ結果）の⑧について、「残すエリアと捨てるエリアを明確に示す必要がある」という意見に対して、事務局はそのような考え方ではないという説明であった。しかし、10～20年後にはほとんど人が住んでいないエリアを居住地として残す意思決定をした場合、コスト的に問題が大きい。コストの面を考えた上で、なお捨てるエリアと残すエリアを明確に示す考えはないのか。

【事務局】

コスト面を考慮すれば、一定程度人口が集中している方が良いという考えは当然あり、検討小委員会でも議論した。しかし、基本方針で示す「めざす将来像」を「なりたい姿」と考え、安心して暮らせる社会を表現することとし、できるだけ集落を維持する方向で取り組んでいく。急激な人口減少等で集落の維持が難しくなる場合は、地域と行政が話し合いをした上で「しまい方」を考えることになると思う。

【委員】

「なりたい姿」を提示することは結構であり、「誰も取り残さない」という理念は素晴らしいが、小規模集落の活性化にこれまでも予算を投じているが、必ずしもうまくいっておらず、土木の面でも急傾斜地の対策についても、数千万円のロットで予算を投じている。今後の選択として、世帯の平均年齢が60～70歳の集落に対して、多額のインフラ投資をするのか、ゆるやかに集落をたたんでいくことにコストを投じるべきなのかについて、ビジョンの中で示すべきと考える。そのお金を誰が払うことになるのかについて、きちんと考えてほしい。以上、意見として申し上げる。

【委員】

事務局からの説明の内容については検討小委員会でも一定共有した考え方であるが、それを具体の事業や計画にする際には当然、コスト面の検討や政策判断が行われるというのを了解した上、このような表現となっている。先ほどのご意見も踏まえて、事務局とともに検討する。

【委員】

資料2-3の4ページ（Ⅲ 郊外住宅地）の主な取組の方向性として「団地内や団地間をつなぐコミュニティバス等の地域公共交通の確保」とあるが、団地内や団地間だけでなく、駅などの目的地に向けた地域内の移動という側面もあるので、言い方が少し気になる。また、「確保」のほか、近年コミュニティバスに関するキーワードになっている「維持」や「活性化」といった言葉の使用も検討してはどうか。

【事務局】

ご意見を踏まえ、検討させていただく。

【委員】

今後人口減少が進み、低密度化・拡散していくことはやむを得ない。しかし、この基本方針案では、4地域全てで人を呼び込むことが前提としていて、減少していく人口を集中させるのではなく、さらに拡散させる方向のように読める。多自然地域にも人が住めるように取り計らい、郊外住宅地にも若い世代が移り住むようにし、地方都市や都市中心部も同様である。そうすると、ますます低密度な拡散した暮らしを推し進めることになる。他の委員の意見のような選択と集中をあえて考えていないとしても、低密度な拡散した住まい方を推進していることにならないか、それが望ましいのかを改めてもう少し検討してほしい。抽象度が高い計画であるため、各市町において個別事情に応じた対応を行うことになると思うのだが。

【委員】

県全体で人口減少が進むことは大前提としてある。その上でどのような減少モデルとするのかということ、4地域それぞれの中で重点的に対策するところとそうでないところを分けることになるが、それが具体的にどこなのかという話は、他の委員がおっしゃるように非常に抽象的な計画であるため、ここでは議論できない。しかし、人口の減少が避けられない中でどのようにまとめるのか、あるいは低密度となることも確認するのかといったことを、4地域それぞれの特徴を踏まえて示したつもりであったが、2人の委員から疑問が提示されている以上、問題があるということである。この基本方針の根底にどのような考え方があるかについて、きちんと示しておく必要があると感じた。

【事務局】

現段階では、人が住むエリアを集約する考えはなく、誰もが暮らしの選択ができるまちをつくりたいという考えが根底にあるため、住むエリアがある程度低密度で広がることは許容しながら、都市機能は集約していく考えを持っている。ただし、災害の危険のある居住エリアは一定縮退していく方針である。まだ、人を集めて住むエリアを限定する段階ではないと考えている。

【委員】

考え方が確認できていない部分については、事務局と相談し、どう表現するか検討したい。

【委員】

前から申し上げてきたことだが、2人の委員の考えに同意している。国もようやく「国土の管理構想」で、小規模集落に限ってはあがあるが、土地の優先的管理や縮退の話を出してきた。今の時代に「なりたい姿」だけでいいのか、と疑問に思う。持続・循環の「住民主体の持続可能な地域経営」の記述は、住民自治協議会などを想定していると思うが、この仕組みも既に限界に近づいている地域が出始めた。過疎集落というより、地方都市のオールドニュータウンや都市部のインナーシティにおいてである。神戸市の地域福祉センターの管理団体も、今のパフォーマンスには満足しているが、5年後、10年後はもたないと自己分析する団体が少なくなかった。突然終わりを迎えないように、ゆるやかに集落を閉じるための方策づくりに予算をつけ、政策的な努力をしてほしい。今のままだと「閉じ

方」の説明がないまま、力尽きるところは力尽きてしまう。ゆるやかな縮退について触れてはどうか。

【委員】

個々の事業や地域ごとにさらに踏み込んだ議論をする際は、そのような話は避けて通ることができないため、その中で当初の「誰も取り残さない」ということの意味を深く読み込んでいただきたい。今の状況を維持していけるとは誰も思っておらず、そのような中で、住んでいる人や今後育っていく人が取り残されない地域の空間像とはどのようなものなのか。兵庫県の全域レベルでいうと、都市部に対して、中山間地域はどのようなのかという議論になりがちではあるが、中山間地域には中山間地域なりの再編の在り方、都市部には都市部なりの再編の在り方があり、それについては次の段階で考えるべき。

審議会の委員の間では、問題意識は共有していると理解しているが、誤解のないような書きぶりについて、事務局と相談したい。

【委員】

兵庫県の魅力の発信の仕方によって、その魅力に気づいていない多くの30代～40代の人々が兵庫県の価値に気づくのではないかと。その中で、指針をこの先どのように発信していくか、伝えていくかがとても重要である。4つのエリアを選択できるということは、今の時代に合っており、自分のライフスタイルに合わせて住むエリアを選べるということがきちんと国民に伝われば、兵庫県は日本一の住みたいまちになるのではないかと。今後の発信に力をいれてほしい。また、それは「兵庫ブランド」の向上につながると考えており、「兵庫ブランド」のキーワードは「選択できる」ということである。兵庫県は神戸のイメージが強いが、神戸だけでなく自然と共生できる地域など様々な地域があり、日本の縮図であることが伝わればよいと考える。

【委員】

後半の意見は重要であり、どのように基本方針が受け止められるかを考えたとき、表現は慎重に、押さえるべきところは押さえ、ビジョンの狙いを理解してもらう必要がある。それぞれの地域特性ごとに、どのような地域づくりをしていくのかという判断が求められている。そのようなことを詰めていく中で、今と同じ状況で社会が維持されることはないことは、委員の中で共有できていると理解している。それを踏まえて、どのように再編していかなければならないのか、その際に誰も取り残さないような考え方、さらに地域の魅力を維持あるいは高めることを検討すべき。例えば、中山間地域の魅力をより高めるためにはどのようなことが必要なのか、郊外部の魅力を維持するためにはどのようなことが必要なのか、個別に検討しなければいけないが、本文について考えると同時に、このビジョンの意味について補足するべきところはある。

いただいた意見を尊重しながら最終調整していくが、事務局で対応案を検討した上で、内容については、私が確認し確定版とするが、よろしいか。

【一同】

了承した。

(3) 県民まちなみ緑化事業の取組状況について

【委員】

今回の事業の拡充や創設にあたって、事業の資金使途などの住民の声に対してどのような検討をして拡充の判断をしたのか。逆に、事業を削減、減少する議論はなかったのか。大前提として、県民緑税は目的税であり、超過課税であるが、その税金の取り方については様々な議論があり、一部減税するべきではないかという話もある。

一方で受益と負担の関係から、都市部に県民緑税の資金使途を増やす議論もある中で、費用対効果が少ないにも関わらず、この事業を存続するために拡充一辺倒で、事業を増やしていくのはどうなのか、という議論もあると考える。資金使途、事業の成果・効果について、冷徹に合理的に判断すべきと考えるがどうか。

【事務局】

第3期事業について、まちづくり審議会において評価検証し、まちの中心部ではまだ緑地が不足していることが確認された。まちの緑を増やす方策の一つとして、公共が主体になるだけでなく、県民緑税を用いた県民まちなみ緑化事業を活用し、自分の地域を良くしていこうという考えをもった方々と一緒になった取組が必要であるため、継続することとした。

【委員】

今後、事業内容を拡充していくのかという議論については、県民まちなみ緑化事業の存続を目的とすることはやめていただきたい。県民が効果を実感できるような事業にのみ資金使途を使っていたいただきたい。第五期、第六期と存続すべきかどうかも含めて、引き続き冷徹に検討していただきたい。

【事務局】

第四期事業の実施にあたって、第三期事業について、まちづくり審議会に諮問し、県民に対してどのような評価を得ているのか、環境への影響を与えているのか、この事業は効果があったのかなど含めて、小委員会を設けて検討した。例えば、緑化は進んでいるがまちなかでの緑化が少ないこと、手挙げ方式であるため、行政が思っている場所や県民が実感できる場所の緑化が進んでいないことやニーズや管理の話も含めて、報告という形で整理した。県民緑税の予算額を執行しなければいけないという考え方ではなく、本当に必要な事業として整理し、今年度スタートした。県民の声を聞きながら、第4期事業が終わるまでに、客観的な整理を行い今後の事業について検討したい。

(4) 福祉のまちづくり条例施行規則の改正について

【委員】

兵庫県の福祉のまちづくり条例における、災害時の避難経路や避難設備の整備基準はどうなっているのか教えていただきたい。大阪府は条例ガイドラインの改定時になり細かく規定し、視覚障害者向けの誘導や非常口、ピクトグラムなどわかりやすいサインなどがあったと思うが、兵庫県ではすでにあるのか、これから検討するのか教えていただきたい。

【事務局】

福祉のまちづくり条例では、共用部分についてはバリアフリー化の基準が既にあり、今回、一般客室の基準についての改正であるが、既に50室以上の客室数を持つホテル・旅館については、車椅子利用者利用客室の設置と合わせて、視覚障害者や聴覚障害者の利用に配慮した客室の設置を義務付けている。

その中で、車椅子利用者利用客室については、地上階までの経路のバリアフリー化、視覚障害者や聴覚障害者の利用に配慮した客室については、非常時の情報を音声や点灯で知らせるための装置を設置する基準を設けている。

【委員】

バリアフリー基準を満たした一般客室の数の公表、情報提供については、今後新築したもののみが対象となるのか、それとも既存のものも対応できていれば公表されるのか。

ホテル・旅館の仕様によっては和室タイプもあると思うが、和室の仕様であるため段差ができる、あるいは和風の文化であるため段差があった方が良い場合、免除されることはあるのか。

【事務局】

公表制度については、今回、ホテル・旅館の床面積の合計が1,000㎡以上のものが一般客室の整備が義務化となったため、客室数50室以上の施設に加えて、1,000㎡以上の施設も新築、既存関わらず公表制度がかかるようになる。

和室部分を売りにしているホテル・旅館もあるため、和室部分については、「段を設けない」などのウ〜クの基準（資料4の別紙1）を適用除外としている。